

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 会 計 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
目次 第1章 総則（第1条―第4条） 第2章 会計組織（第5条―第9条） 第3章 勘定及び帳簿（第10条―第11条） 第4章 予算（第12条―第15条） 第5章 金銭等の出納（第16条―第29条） 第6章 資金（第30条―第34条） 第7章 固定資産（第35条―第38条の2） 第8章 たな卸資産（第39条―第40条） 第9章 契約（第41条―第45条） 第10章 決算（第46条―第49条） 第11章 弁償責任（第50条―第52条） 第12章 雑則（第53条―第54条） 附則 （中 略）	目次 第1章 総則（第1条―第4条） 第2章 会計組織（第5条―第9条） 第3章 勘定及び帳簿（第10条―第11条） <u>第3章の2 中期財政計画（第11条の2）</u> 第4章 予算（第12条―第15条） 第5章 金銭等の出納（第16条―第29条） 第6章 資金（第30条―第34条） 第7章 固定資産（第35条―第38条の2） 第8章 たな卸資産（第39条―第40条） 第9章 契約（第41条―第45条） 第10章 決算（第46条―第49条） 第11章 弁償責任（第50条―第52条） 第12章 雑則（第53条―第54条） 附則 <u>第3章の2 中期財政計画</u> <u>（中期財政計画）</u> <u>第11条の2 総長は、学術研究、組織運営、事業投資、基金造成等に対する効果的な資源配分や大学運営基金の拡大を目的とし、中期的な戦略に基づいた財政計画（以下「中期財政計画」という。）を作成するものとする。</u> <u>2 中期財政計画は、収入計画、支出計画、基金造成計画その他財政に関し必要な事項で構成する。</u> <u>3 中期財政計画は、経営協議会及び教育研究評議会による審議の後、運営方針会議の決議により決定するものとする。</u> 第4章 予算 （予算の目的） 第12条 （同 左） （予算の作成） 第13条 総長は、<u>中期財政計画を踏まえて</u>、予算編成方針及び予算案を作成する。 2 予算は、<u>予算編成方針及び予算案により</u>経営協議会及び教育研究評議会による審議の後、運営方針会議の決議により決定する。 （中 略）
第4章 予算 （予算の目的） 第12条 予算は、教育研究その他の活動の計画に基づき、明確な方針のもとに編成し、本学の円滑な運営に資することを目的とする。 （予算の作成） 第13条 総長は、<u>予算編成方針に基づき</u>予算案を作成する。 2 予算は、予算案により経営協議会及び教育研究評議会による審議の後、運営方針会議の決議により決定する。 （中 略）	第4章 予算 （予算の目的） 第12条 （同 左） （予算の作成） 第13条 総長は、<u>中期財政計画を踏まえて</u>、予算編成方針及び予算案を作成する。 2 予算は、<u>予算編成方針及び予算案により</u>経営協議会及び教育研究評議会による審議の後、運営方針会議の決議により決定する。

第6章 資金 (資金管理計画) 第30条 財務担当理事は、<u>資金管理計画を作成し、総長の承認を受けなければならない。</u> 2 <u>財務担当理事は、資金管理計画に基づいて有効適切に資金を調達し、運用しなければならない。</u> (後 略)	第6章 資金 (資金管理) 第30条 財務担当理事は、<u>有効かつ適切に資金の調達及び運用を行い、資金を管理しなければならない。</u> 2 <u>資金の管理について必要な事項は、財務担当理事が別に定める。</u> 附 則 (令和8年達示第87号) 1 この規程は、令和8年9月18日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。 2 この規程の施行後最初に決定する中期財政計画は、改正後の第11条の2第3項の規定にかかわらず、経営協議会及び教育研究評議会による審議を要しない。
---	---